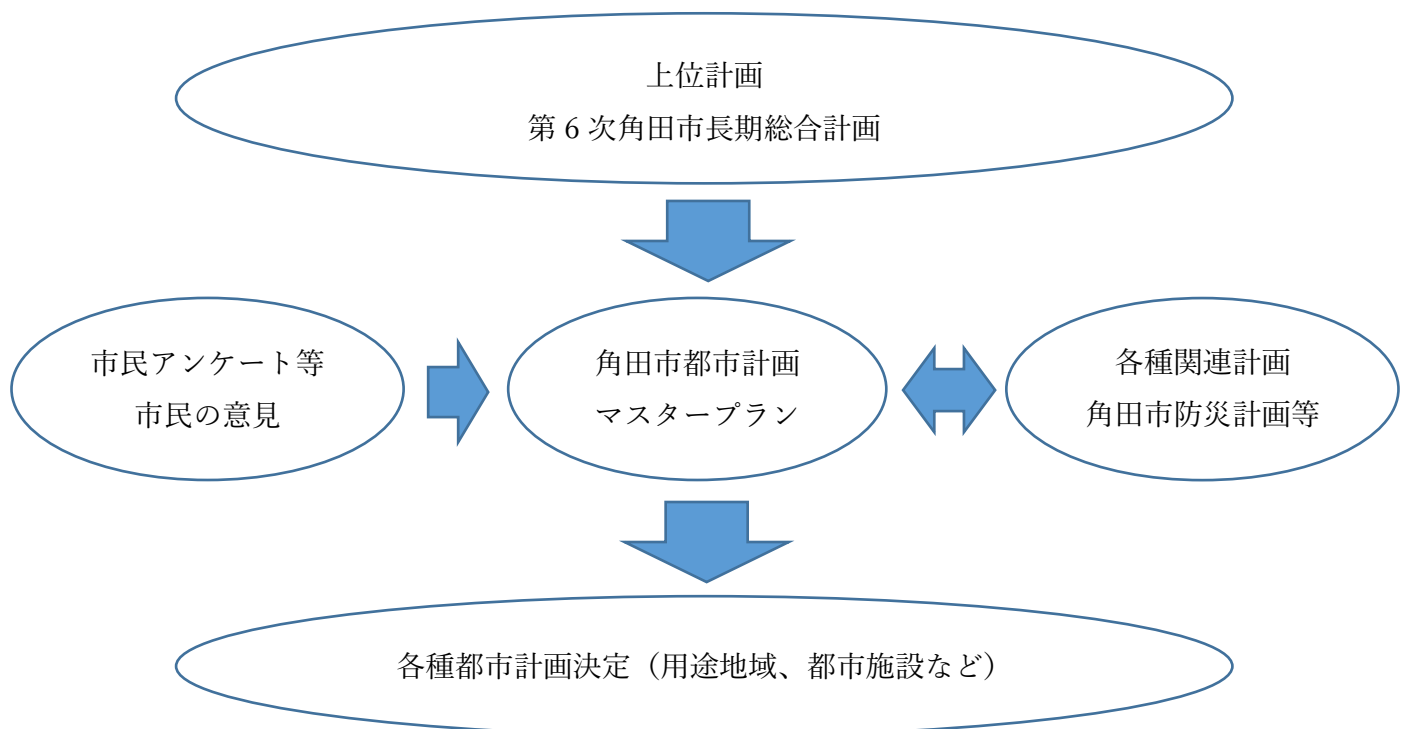


都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 にもとづき、市の都市計画に関する基本的な方針として、市が定めるものです。正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものであり、都市計画の最も基本となる計画であります。

都市計画マスタープランは、上位計画である角田市長期総合計画と連携・相互補完し、まちづくりにかかわる部門別計画として定めるものであり、都市計画決定や地域のまちづくりなどの指針としての役割を担います。



※都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。